

安定した高齢者医療制度を目指して  
**愛知県後期高齢者医療広域連合**

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

令和5年3月20日（月）  
愛知県後期高齢者医療広域連合  
（名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館内）  
管理課 資格グループ

## 後期高齢者医療障害認定の誤りについて

この度、本広域連合において、後期高齢者医療障害認定\*（以下「障害認定」という。）の要件を満たさない方に対して、誤って障害認定を行っていたことが判明しました。

その概要は、下記のとおりです。

今後は、このようなことのないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

### \* 「後期高齢者医療障害認定」

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の方が、申請により、一定の障害の状態にあると当該広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得する制度

## 記

### 1 事案の概要

#### (1) 本件誤りの概要

障害認定は、身体障害者等級表4級に該当する者については、その障害の程度が同表4級の音声機能若しくは言語機能の障害に該当する者又は同表4級のうち下肢障害の1号、3号若しくは4号のいずれかに該当する者について行うこととされています。

本事案は、身体障害者等級表4級に該当する者からの申請について、その障害の程度が前述のいずれにも該当していない（障害認定の要件を満たしていない）にもかかわらず、誤って障害認定を行ったものです。（2件）。

（事案の内訳）

事案	申請者（性別・年齢）	障害認定年月	障害認定誤り判明の発端
1	あま市在住者（女・65歳）	令和4年1月	申請者の転出先市町村からの連絡による
2	刈谷市在住者（女・72歳）	令和4年6月	申請者の受診医療機関からの連絡による

（注）申請者の住所地及び年齢は、いずれも認定時のもの。

#### (2) 本件誤りへの対応

##### ア 障害認定の取消し

いずれも、令和5年3月20日付けで障害認定の取消しを行い、障害認定の効力が認定日に遡って失われることとしました。

## イ 申請者への説明等

誤って障害認定を行った方には、障害認定の申請を受け付けた市（以下「関係市」という。）において、障害認定を誤ったことについての謝罪を行うとともに、当該障害認定については認定日に遡って取り消しとなること、後期高齢者医療制度とは別の医療保険制度に加入することになること、誤って認定を受けていた期間の医療費、保険料の精算等について説明し、了解を得ました。

## 2 本件誤りが発生した原因

本件誤りが発生した原因は、次のとおりです。

### (1) 関係市における原因

申請書の提出先である関係市において、身体障害者等級表4級に該当する場合の障害認定の要件について、十分な確認を行うことなく申請書を受理し、広域連合に進達したこと。

### (2) 広域連合における原因

関係市から進達を受けた広域連合において、市における受理の段階で障害認定の要件は確認されているとの認識から、十分な確認を行うことなく障害認定を行ったこと。

## 3 再発防止に向けた対応

本件と同様の誤りの再発を防止するため、本広域連合においては、次の対応を講ずることとします。

### (1) 市町村に対する注意喚起及び確認の徹底

申請書の受付窓口である市町村に本件事案を周知し、受付事務における注意喚起を行うとともに、申請（特に身体障害者等級表4級に該当する者からの申請）が障害認定の要件を満たしているかどうかの確認の徹底を求めます。

### (2) 広域連合における確認の徹底

障害認定に当たっては、市町村から進達される申請（特に身体障害者等級表4級に該当する者からの申請）が障害認定の要件を満たしていることの確認を徹底します。

以上

[関係法令等]

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）（抜粋）
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年十月十九日政令第三百十八号）（抜粋）
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年十月二十二日厚生労働省令第百二十九号）（抜粋）
- 障害認定に係る事務の取扱いについて（平成20年3月24日付け保総発第0324002号厚生労働省保険局総務課長通知）（抜粋）

〔関係法令等〕

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）（抜粋）

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- 一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者
- 二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年十月十九日政令第三百十八号）（抜粋）

（法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態）

第三条 法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表（第三条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。ロにおいて同じ。）がそれぞれ〇・〇七以下のもの
  - ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢の全ての指を欠くもの
- 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢の全ての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年十月二十二日厚生労働省令第百二十九号）（抜粋）

（障害認定の申請）

**第八条** 法第五十条第二号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下「障害認定」という。）を受けようとする者は、障害認定申請書に、令別表に定める程度の障害の状態にあることを明らかにすることができる国民年金の年金証書、身体障害者手帳その他の書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をした者は、いつでも、将来に向かってその申請を撤回することができる。

○障害認定に係る事務の取扱いについて（平成20年3月24日付け保総発第0324002号厚生労働省保険局総務課長通知）（抜粋）

2 障害認定の方法

障害認定は、次により行うこと。

(1) 略

(2) (1) により認定することができない者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）の別紙療育手帳制度要綱（以下単に「療育手帳制度要綱」という。）に基づく療育手帳により、令別表に該当する障害の状態にあることを確認の上、認定するものとする。この場合、その障害の程度が次のいずれかに該当すると認められる者は、障害認定を行って差し支えないこと。

ア 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）の1級から3級までのいずれかに該当する者

イ 同表4級の音声機能又は言語機能の障害<sup>(注1)</sup>に該当する者

ウ 同表4級のうち、下肢障害の1号<sup>(注2)</sup>、3号<sup>(注3)</sup>又は4号<sup>(注4)</sup>のいずれかに該当する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級又は2級に該当する者

オ 療育手帳制度要綱第4の2の(2)の規定による記載に係る障害の程度が重度に該当する者  
なお、ウについては、身体障害者程度等級表4級の下肢障害の1号、3号又は4号のいずれかに該当していることを福祉事務所に照会の上、認定すること。ただし、身体障害者手帳の記載又は外見上から前記各号の一に該当することが明らかな場合にあってはこの限りではないこと。

(3) 以下 略

(注1) 4級の音声機能又は言語機能の障害…音声機能、言語機能の著しい障害

(注2) 4級のうち、下肢障害の1号…両下肢の全ての指を欠くもの

(注3) 4級のうち、下肢障害の3号…一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの

(注4) 4級のうち、下肢障害の4号…一下肢の機能の著しい障害